

入札公告

福島県税務システムに係る調定等データ作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年3月2日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県税務システムに係る調定等データ作成業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 福島県総務部税務システム課（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理する、個人情報の取扱いに関する認定制度による「プライバシーマーク」を取得している者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところに提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月12日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 提出場所 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部税務システム課

電話 024-521-7729

- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年3月12日（木）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3の(2)に掲げる場所において令和8年3月2日（月）から令和8年3月11日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3の(2)に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙100枚が入る程度の大きさで、750円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、令和8年3月6日（金）午後5時15分までに3の(2)に掲げる場所まで必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年3月25日（水）午後2時00分から
(2) 場 所 自治会館3階特別会議室（福島県福島市中町8番2号）
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年3月24日（火）午後5時15分までに3の(2)に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

10 その他

(1) 入札方法 入札書には、各業務区分に応じた1件当たりの単価、その単価に予定件数をそれぞれ乗じて得た額及びそれらの合計を記載すること。

なお、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※この入札による契約は、落札者が入札書に記載した各業務区分に応じた1件当たりの単価を契約単価とし、その代金の支払いは、契約単価に件数をそれぞれ乗じて得た額の合計金額（当該合計金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とする。

(2) 落札者の決定の方法 各業務区分に応じた1件当たりの単価のそれぞれが予定価格の制限の範囲内である者であって、各業務区分に応じた1件当たりの単価に、予定件数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の最低額をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(税務システム課)